



び有害物（法第57条の2、  
施行令第18条の2別表第9）

#### 4. 応急措置

|             |   |
|-------------|---|
| 吸入した場合      | 被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。<br>気分が悪い時は、医師に連絡すること。                |
| 皮膚に付着した場合   | 直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと、又は取り去ること。<br>多量の水と石鹸で洗うこと。<br>直ちに医師に連絡すること。           |
| 目に入った場合     | 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。<br>医師に連絡すること。 |
| 飲み込んだ場合     | 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。<br>直ちに医師に連絡すること。                                      |
| 応急措置をする者の保護 | 救助者は必要に応じて適切な保護具を着用する。  |

#### 5. 火災時の措置

|           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| 消火剤       | 大量の水、二酸化炭素、粉末消火剤、土                |
| 特有の危険有害性  | 引火性、可燃性物質。                        |
| 特有の消火方法   | ガスの滞留しない場所で風上より消火し、漏洩防止処置を施す。     |
| 消火を行う者の保護 | 消火作業の際は、空気呼吸器を含め適切な防護服（耐熱性）を着用する。 |

#### 6. 漏出時の措置

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 人体に対する注意事項、保護<br>具および緊急措置 | 関係者以外の立入りを禁止する。<br>漏洩場所を換気する。<br>漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。<br>作業者は適切な保護具（『8. ばく露防止措置及び保護措置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 |
| 環境に対する注意事項                | 環境中に放出してはならない。<br>河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。<br>希釈水は汚染を引き起こすおそれがある。  |
| 回収・中和                     | 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。<br>大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。                                    |
| 封じ込め及び浄化方法・機材<br>二次災害の防止策 | 危険でなければ漏れを止める。<br>排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。<br>床面に残るとすべる危険性があるため、こまめに処理する。                                       |

#### 7. 取扱い及び保管上の注意

|           |  |
|-----------|--|
| 取扱い       |  |
| 技術的対策     | 情報なし   |
| 局所排気・全体換気 | 情報なし   |
| 安全取扱い注意事項 | 換気の良い場所で取り扱うこと。<br>眼、皮膚又は衣類に付けないこと。<br>取扱い後はよく手を洗いうがいをする。<br>火気注意。<br>ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。<br>使用前及び捨てる前に、容器に表示されている「使用上の注意」を必ず読んで、正しく使用すること。 |
| 接触回避      | 『10. 安定性及び反応性』を参照。   |
| 保管        |  |
| 技術的対策     | 特別に技術的対策は必要としない。   |
| 混触危険物質    | 『10. 安定性及び反応性』を参照。   |
| 保管条件      | 保管温度：40℃以下   |

日光から遮断すること。  
 容器を密閉して保管すること。  
 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

容器包装材料

8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度、許容濃度

|           | 管理濃度(厚生労働省) | 許容濃度(産衛学会)                    | ACGIH                   |
|-----------|-------------|-------------------------------|-------------------------|
| ミネラルスピリット | 未設定         |                               |                         |
| キシレン      | 50ppm       | 50ppm(217mg/m3)(全異性体およびその混合物) | TWA 100ppm, STEL 150ppm |

**設備対策** 換気をしながらご使用ください。  
 本製品を貯蔵又は使用する設備は、眼洗浄施設及び安全シャワーを設置したほうがよい。

**保護具**

呼吸器の保護具

情報なし

衛生対策

取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態

形状 ペースト状  
 色 グレー  
 臭い ミネラルスピリッツ臭  
 pH データなし  
 沸点、初留点及び沸騰範囲 情報なし  
 引火点 40℃以上 (セタ密閉式)  
 自然発火温度 情報なし  
 比重(密度) 1.29 g/cm3  
 溶解性 水に難溶、有機溶剤に可溶  
 粘度 400~800 Pa·s

10. 安定性及び反応性

**安定性** 通常の条件下では安定である。  
**危険有害反応可能性** 反応性なし。  
**避けるべき条件** 溶剤の蒸気は空気より重く、地面あるいは床の沿って移動することがあり、遠距離引火の可能性がある。  
**混触危険物質** 酸化性物質、その他一般的な混触禁止物質との混触を避ける。  
**危険有害な分解生成物** 燃焼などによりCO等の有害ガスを発生する恐れがある。

11. 有害性情報

急性毒性

**経口** 分類結果は急性毒性(経口)一区分外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため急性毒性(経口)一分類できないとした。  
**経皮** データなしのため分類できないとした。  
**吸入** 分類結果は急性毒性(吸入:蒸気)一区分外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため急性毒性(吸入:蒸気)一分類できないとした。

粉じん、ミストによる健康への有害性は判断できないため急性毒性(粉じん、ミスト)一分類できないとした。

**皮膚腐食性/刺激性** 分類結果は皮膚腐食性/刺激性一区分外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため皮膚腐食性/刺激性一分類できないとした。

**眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性** 分類結果は眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性一区分外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性一分類できないとした。

**呼吸器感作性又は皮膚感作性** 呼吸器感作性一分類できない成分が100%のため呼吸器感作性一分類

|                |  |
|----------------|--|
|                | できないとした。   |
| 生殖細胞変異原性       | 皮膚感作性データなしのため皮膚感作性一分類できないとした。<br>分類結果は生殖細胞変異原性一区分外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため生殖細胞変異原性一分類できないとした。 |
| 発がん性           | 分類結果は発がん性一区分外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため発がん性一分類できないとした。  |
| 生殖毒性           | 分類結果は生殖毒性一区分外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため生殖毒性一分類できないとした。 ※ 区分1B:キシレンは、0.3%未満含まれる。                 |
| 特定標的臓器毒性(単回暴露) | 分類結果は特定標的臓器毒性(単回暴露)一区分外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため特定標的臓器毒性(単回暴露)一分類できないとした。                      |
| 特定標的臓器毒性(反復暴露) | 分類結果は特定標的臓器毒性(反復暴露)一区分外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため特定標的臓器毒性(反復暴露)一分類できないとした。                      |
| 吸引性呼吸器有害性      | 40℃動粘率が20.5mm <sup>2</sup> /sより大きいため吸引性呼吸器有害性一区分外とした。  |

## 1.2. 環境影響情報

|           |   |
|-----------|---|
| 環境に対する有害性 |   |
| 水生環境急性有害性 | 分類結果は水生環境急性有害性一区分外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため水生環境急性有害性一分類できないとした。 |
| 水生環境慢性有害性 | 分類結果は水生環境慢性有害性一区分外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため水生環境慢性有害性一分類できないとした。 |
| 生態毒性      | 情報なし  |
| 環境影響その他   | 漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取扱いに注意する。                          |

## 1.3. 廃棄上の注意

|          |  |
|----------|--|
| 残余廃棄物    | 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。<br>一般廃棄物として処理する。   |
| 汚染容器及び包装 | チューブや少容量プラスチック容器製品で一般廃棄物とする場合は次のように分別し、回収または廃棄処分する。 普通ゴミ・可燃物(紙類、プラスチック・ゴム) 普通ゴミ・不燃物(金属、ガラス・陶磁器) 普通ゴミ・不燃物(雑物) |

## 1.4. 輸送上の注意

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 国際規制                  |   |
| 海上規制情報                | I M Oの規定に従う。  |
| UN No.                | 1325  |
| Proper Shipping Name. | FLAMMABLE SOLID, ORGANIC, N.O.S.                        |
| Class                 | 4.1   |
| Packing Group         | III   |
| Marine Pollutant      | Not applicable  |
| 航空規制情報                | I C A O / I A T Aの規定に従う。                                |
| UN No.                | 1325  |
| Proper Shipping Name. | FLAMMABLE SOLID, ORGANIC, N.O.S.                        |
| Class                 | 4.1   |
| Packing Group         | III   |
| 国内規制                  |   |
| 陸上規制情報                | 消防法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められている運送方法に従うこと。 |
| 海上規制情報                | 船舶安全法の規定に従う。  |
| 国連番号                  | 1325  |
| 品名                    | その他の可燃性物質(有機物) (固体)                                     |

|             |  |
|-------------|--|
| クラス         | 4.1  |
| 容器等級        | Ⅲ  |
| 海洋汚染物質      | 非該当  |
| 航空規制情報      | 航空法の規定に従う。   |
| 国連番号        | 1325   |
| 品名          | その他の可燃性物質（有機物）（固体）   |
| クラス         | 4.1  |
| 容器等級        | Ⅲ  |
| 特別安全対策      | 『7. 取扱い及び保管上の注意』の記載に従うこと。<br>容器の漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れの防止を確実にすること。 |
| 緊急時応急措置指針番号 | 133  |

## 15. 適用法令

|             |  |
|-------------|--|
| 労働安全衛生法     | 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9） |
| 消防法         | 指定可燃物 可燃性固体類                             |
| 外国為替及び外国貿易法 | 輸出貿易管理令別表第1の16の項（2）                      |
| 船舶安全法       | 可燃性物質類・可燃性物質（危規則第2，3条危険物告示別表第1）          |
| 航空法         | 可燃性物質類・可燃性物質（施行規則第194条危険物告示別表第1）         |
| 港則法         | 危険物・可燃性物質（法第21条2，則第12条、昭和54告示547別表二）     |

## 16. その他の情報

|      |   |
|------|---|
| 連絡先  | 『1. 化学物質等及び会社情報』に記載。  |
| 参考文献 | J I S Z 7 2 5 0 - 2 0 0 5 化学物質安全データシート（MSDS）<br>J I S Z 7 2 5 2 - 2 0 0 9 GHSに基づく化学物質等の分類方法<br>経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス（平成21年3月）<br>社団法人 日本化学工業協会 GHS対応ガイドライン（平成20年10月）<br>日本ケミカルデータベース(株)MSDS作成システム「ロジスト」により作成。   |
| その他  | 危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分注意して下さい。<br>以前にお渡しした本製品の製品安全データシートをお持ちの方は破棄して下さい。<br>法改正や製品の改良によりMSDSを改訂する場合がありますので、作成・改訂日が2年以上たっている場合は最新版であるかどうか御確認下さい。<br>MSDSの伝達の経路：製品安全データシート（MSDS）は原則として次の経路で最終取扱事業者様へ伝達されます。恐れ入りますが、未入手の場合のMSDSの御請求や最新版の問い合わせは、販売ルートを通じてお申し出下さい。【メーカー⇒代理店⇒取扱い事業者】 |